

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）に基づき下記のとおり公示します。

2025 年 6 月 4 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：全世界 2025 年度案件別外部事後評価パッケージ I-1
（海外投融資）（QCBS- ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第 1 章 1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第 1 章 3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第 1 章 2. 及び 6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：全世界 2025 年度案件別外部事後評価パッケージ I-1
(海外投融資) (QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：25a00244

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 6 月 4 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界 2025 年度案件別外部事後評価パッケージ I-1（海外投融資）（QCBS- ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025 年 8 月 ～ 2026 年 12 月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の30%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

（７）部分払の設定²

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

１）２０２５年度末（２０２６年２月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

評価部事業評価第一課

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
１	資料ダウンロード期限	２０２５年 ６月 １０日 まで
２	企画競争説明書に対する質問	２０２５年 ６月 １１日 １２時まで
３	質問への回答	２０２５年 ６月 １６日まで
４	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	２０２５年 ６月 ２０日 １２時まで
５	プレゼンテーション	行いません。
６	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の２営業日前まで
７	見積書の開封	２０２５年 ７月 ４日 １０時
８	評価結果の通知日	見積書開封日時から１営業日まで
９	技術評価説明の申込日（順位が第１位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して７営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※２０２３年７月公示から変更となりました。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

本項目については8ページの「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。排除者条項に該当しない場合には、11ページの「排除者条項にかかる申告書」を、上記2. (3) 4の期日までに提出ください。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/97Ne6cD9rv>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル電子データ (PDF) での提出とします。

① プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（3）提出書類

- 1）プロポーザル・見積書・別見積書
- 2）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（4）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。

（2）評価方法

1）技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加算

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加算します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加算

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律2点の加算（若手育成加算）**を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80 : 20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記 2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

【事後評価業務における排除者条項（2025 年度版）】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません³。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。）に従事したことがある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。
3. 利益相反の判断にあたっては、上記 1. の業務従事の形式に加え、その内容（TOR から生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。
4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、ID OECF、旧 JBIC を含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記 1. に関わらず本件業務には参加できません。
5. JV による応札で上記 1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV 間の情報共有体制による利益相反の防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。なお、契約の実施段階において、利益 相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。
6. 応札法人の関連企業（子会社ないし関連会社）が上記 1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の事前確認】

上記 1. ①～④に該当すると考える方は、下記の表 1 を参考に、関連番号、従事した業務の TOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の防止策について（従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて）、6 月 13 日（金）12 時までに、評価部事業評価第一課宛（jicaev@jica.go.jp）に情報を提出ください。プロ

³ 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第 2 版）、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」（2014 年 12 月）を参照ください

ポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合があります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

【表 1】

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

関連番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係(*2)	利益相反の防止策 (*3)
①	(例) 準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1 人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い。</u>	本業務の業務主任者・該当案件の担当（評価者）は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報共有を遮断する体制を確保する。
②、 ③、 ④	(例) 案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。0.5 人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、 <u>受託内容と評価判断（セミナーの成果）とは直接の関係が無い。</u>	
①	(例) J/V の一員（A 社）が X 事業で、案件準備の業務受託をした。5 人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	

(*1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(*3) 利益相反の防止策は具体的に体制、情報の授受・遮断の方法等について計画し、JICA に提示願います。例えば、本件業務の実施に際しては、連絡を取り合う teams グループを作成し、対象の者（社）が入らないように、グループを設定する。

A社

評価者①

(業務主任者、利益相反該当案件担当)

評価者③

該当案件のteamsグループメンバー

B社

(該当業務に過去に携わった社)

評価者②

(該当業務に過去に携わった者)

※該当業務に過去に携わった社(者)は、該当案件のteamsグループには入らない

排除者条項にかかる申告書

1. 応札社名

調達件名	
応札社名 (共同企業体の場合は代表社名)	
責任者名 (役職) (所属先) (連絡先)	

2. 排除者条項に関する確認事項

以下の項目に該当しないか、確認の上、該当しない場合には「はい」に○をつけてください。

No	確認項目	はい
1	【事後評価業務における排除者条項（2025年度版）】について、 1. ①～④に該当しません。	

3. 申告内容に関する署名

上記のとおり、現時点において利益相反に該当する事実がないことを申告いたします。虚偽の申告が判明した場合、JICAの規定に従って必要な対応が取られることに同意します。

署名欄 _____

日付 _____ 〇年〇月〇日

以 上

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 記載上の留意点

- 競争参加者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- 企画競争の場合、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。
- この他、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

2. 特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、競争参加者の知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第3条（2）調査・分析の実施基準、脚注5
2	現地調査補助員の傭上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等について	第3条（5）ローカルリソースの活用、脚注11

3	現地調査補助員による現地踏査要否及びその理由サイトの選定基準について	第3条（9）①中南米省エネ・再生可能エネルギー事業、脚注 13
4	ヒアリング対象者の選定方法について	第3条（9）②金融アクセス向上マイクロファイナンス事業、脚注 16
5	インタビュー対象とする女性事業者の選定基準・選定方法	第3条（9）③メキシコ：女性事業者等向けマイクロファイナンス事業、脚注 19
6	融資先へ提案する踏査サイトの選定基準や優先順位	第3条（9）④ブラジル：北東部クリーン電化事業、脚注 21
7	ヒアリング対象企業の選定方法および選定基準	第3条（9）⑤ブラジル：保健医療セクター支援事業、脚注 24
8	インタビュー先の企業の選定方法および選定基準	第3条（9）⑥中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業、脚注 26

【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容および契約交渉を踏まえて、必要な修正等を実施した上で、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的と範囲

- 本業務は、2025 年度外部事後評価として、DAC 評価 6 基準による評価を行うものである。
- 本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

No.	国名	スキーム	案件名	指定言語 (※1)	定性/定量 調査	詳細分析	IRR再計算
1	中南米地域	海外 投融资 ⁴	中南米省エネ・再生可能 エネルギー事業	西語 (質問票	—	—	あり

⁴ 以下「海投」とする。

				のみ)			
2	複数国対象	海投	金融アクセス向上マイクロファイナンス事業	日本語 (質問票のみ)	—	—	Equity IRR
3	メキシコ	海投	女性事業者等向けマイクロファイナンス事業	—	—	—	—
4	ブラジル	海投	北東部クリーン電化事業	葡語	—	—	—
5	ブラジル	海投	保健医療セクター支援事業	—	—	—	—
6	ベトナム	海投	中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業	—	—	—	FIRR/ EIRR

(注) 該当がない欄は、「—」としています。該当のある場合のみ記載しています。

※1 指定言語：日本語と英語以外で、現地説明資料・質問票・報告書（案）を作成する。なお、通常は、現地説明資料と質問票は英語のみの作成であるが、「2. 金融アクセス向上マイクロファイナンス事業」は、質問票は日本語も作成する。

第2条 業務の背景・経緯

- 発注者は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。
 - (1) 事業の成果を評価することにより、日本国民および対象国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
 - (2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、対象国政府及び発注者による当該事業及び将来事業における改善を図ること。
- 技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、円借款事業については原則事業完成2年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 情報の取り扱い

- 本業務により作成される評価報告書等は、発注者のウェブサイト上で評価者の氏

名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、発注者の個人情報の保護に関する実施細則（平成 17 年細則（総）11 号）等に基づく取扱いとなる。

- 本業務での暫定的な評価を調査対象実施機関（以下、「実施機関」とする）に説明する際には、当該内容は確定前の情報であり、確定時にはそれと異なる結果となる可能性もあるため、情報の取扱いに留意する。

（２）調査・分析の実施基準

- 事後評価に当たっては、発注者が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性）⁵及び（４）参考資料に準拠すること。本業務にて収集・同定されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行う。

（３）発注者による様式等の提示

- 評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、（４）参考資料の「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

（４）参考資料

共通仕様書第 9 条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

- 公開資料

（ア）評価に関するガイドライン等

ア) 外部事後評価レファレンス⁶（2025年度版）

イ) JICA 事業評価ガイドライン⁷ 第 2 版

ウ) JICA 事業評価ハンドブック⁸（Ver. 2.0）

（イ）その他

- ☒ 事業事前評価表⁹（事業事前評価表が未公表の場合は、以下の報告書等をご参照

⁵ 評価 6 基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、プロポーザルもしくは技術提案書で提案すること。

⁶ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> を参照。

⁷ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> を参照。

⁸ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> を参照。

⁹ <https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php> にて、案件名で検索して参照。

ください。)

☒ 既存事業・調査の報告書等¹⁰ (案件名またはキーワードで検索)

➤ 配布資料

(ア) 契約締結前に配付する資料

☒ 【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 2024

☒ 【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス (2018 年度改訂版)

☒ 【ひな型】評価方針_事前事後比較表_円借款_2024

☒ 【ひな型】評価報告書_資金協力 (英) _2024

☒ 【ひな型】評価報告書_資金協力 (和) _2024

(イ) 契約締結前に、誓約書取り交わしの上で、JICA評価部から提供する資料

以下の資料については、JICA評価部 (jicaev@jica.go.jp) へ連絡し入手してください。受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。

☒ 有償資金協力・海外投融資事業にかかる資料

➤ 中南米「中南米省エネ・再生可能エネルギー事業」審査調書 (抜粋版)

➤ その他「金融アクセス向上マイクロファイナンス事業」審査調書 (抜粋版)

➤ メキシコ「女性事業者等向けマイクロファイナンス事業」審査調書 (抜粋版)

➤ ブラジル「北東部クリーン電化事業」審査調書 (抜粋版)

➤ ブラジル「保健医療セクター支援事業」審査調書 (抜粋版)

➤ ベトナム「中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業」審査調書 (抜粋版)

(ウ) 契約締結後に配付する資料

☒ 報告書等のひな型

☒ IRR再計算シート及び計算確認シート

(5) ローカルリソースの活用

➤ 業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員¹¹を確

¹⁰ https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2022/index.html に案件名またはキーワードで検索して参照。ただし、報告書が公表されていない案件もあることに留意。

¹¹ 本業務では、現地業務の効率的、合理的な実施のため、特殊備入費 (一般業務費) での現地調査補助員の備上を想定している。現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、プロポーザルも

保すること。

- ① 実施機関や JICA 民間連携事業部、JICA 事務所を含む関係者や面談対象者等との連絡・調整
- ② 既存情報収集の支援
- ③ サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
- ④ 質問票の回収や面談後のフォローアップ

(6) 評価プロセスにおける発注者への確認

- 評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。なお、事前事後比較表については、発注者が開催する検討会において、発注者に説明し、承諾を得る。
- 各プロセスにおいては、発注者の複数関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。
 - ① 評価方針（和文）の確定（25～40 営業日）
 - ② 事前事後比較表（和文）の確定（25～30 営業日）
 - ③ 評価報告書（和文）の最終確定（30～50 営業日）
 - ④ 評価報告書（英文）の確定（25～40 営業日）

(7) 発注者及び関係者との連絡・調整

- 発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に発注者から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が対象国の実施機関等の関係機関や JICA 事務所（支所を含む）・民間連携事業部に対する面談・会議の手配を行うこと。

(8) 現地調査対象範囲と安全配慮

- 原則として、全事業サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- 業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査、事業関係者の招へいにより実施する。案件ごとの

しくは技術提案書で提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましい。

具体的な対応は以下（９）のとおり。

（９）各評価案件の評価実施方針・対象範囲

① 中南米 中南米省エネ・再生可能エネルギー事業

・本事業は、中南米地域における省エネ・再生可能エネルギー事業に投融資を行うファンドへの出資を通じ、同地域の省エネ・再生可能エネルギー事業の発展を支援するファンド型海外投融資事業である。

（ア）調査対象範囲・実施機関

ア）調査対象国とファンドの投融資先（サブプロジェクト）件数（所在地の詳細は非公表）：

パナマ	: 6 件
ブラジル	: 2 件
コスタリカ	: 3 件
メキシコ	: 7 件
コロンビア	: 9 件
エルサルバドル	: 2 件

※ 上記のうち 1 件は、パナマ及びコロンビアの両国においてプロジェクトを実施しているため重複している。

イ）実施機関（出資先）：MGM Sustainable Energy Fund L.P.（アメリカ・テキサス州）

ウ）現地渡航及び安全配慮

- 本事業においては、業務従事者は現地渡航せず、机上評価を想定している。受注者は、出資先（ファンド運営会社）や上記の全投融資先（サブプロジェクト）へ、質問票やオンライン・電話等遠隔での調査により評価分析を行う。
- なお、上記評価分析対象のうち、パナマのパナマシティおよびボカス・デル・トロ市ならびにメキシコのバハ・カリフォルニア州・エンセナーダ市に所在する省エネ設備やメキシコのアグアスカリエンテス州・アグアスカリエンテス市に所在する再生可能エネルギー施設の最大 4 か所¹²においては、業務従事者による詳細指示のもと、現地調査補助員を介して、投融資先サイトの現状把握を行うことを可とする。¹³

¹² 現地調査補助員による踏査を実施する場合、具体的な踏査サイトは、契約後に出資先（ファンド運営会社）と調整の上、選定を進める。なお、踏査サイトについては上に明記した投資先（パナマ、メキシコの最大 4 か所）以外は想定しない。

¹³ 具体的な踏査サイトは、契約後に出資先（ファンド運営会社）との調整が必要であるという本案件の特性に鑑み、投資先（サブプロジェクト）の現地踏査は必須とはせず、その要否を提案対象に含める。現地調査補助員による現地踏査の要否及びその理由について技術提案書で提案すること。

(イ) 評価 6 項目の評価に関する留意点

☒ 本条（２）の記載以外の特段の指定はしない。

本条（２）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

☒ 事前評価表には、計画時の連携の記載はないが、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを調査する。

イ) 有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、それが周辺的安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを調査する。

➤ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査する。

➤ 事前評価表に記載された運用効果指標：①投資件数（件）、②Equity IRR（％）¹⁴、③温室効果ガス削減効果（tCO₂）、④発電量（MWh）

事前評価表に記載された定性的効果指標：省エネ・再生可能エネルギー製品の重要性への意識向上、及び低炭素技術分野での更なる促進、ひいては気候変動対策（緩和）への貢献。また、本邦企業の当該地域におけるビジネスの促進。

ウ) 持続性

☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。

➤ 持続性については、本ファンドの無限責任組合員（GP）の経営方針、組織・体制、財務状況等、既定の確認事項について調査し、出資の継続可能性を確認する。また、投融資先（サブプロジェクト）についても、稼働状況や維持管理状況について可能な範囲で確認する。

¹⁴ Equity IRR の項目は、ファンド全体の実績を確認する項目として、「効率性」で確認することを想定しているが、評価方針作成の段階で確定することとする。

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ FI に分類され、機構出資前にサブプロジェクトが特定できず、且つ当該サブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 本事業の事前評価表には、過去の類似案件の教訓を踏まえ、事業運営会社に対し投資家として各種権限の確保、退出方針について事業運営会社側との間で投資実行前の合意などが効果的であることから、本事業においては、ファンドの運営者が事業実施主体となることにより、各サブプロジェクトからの退出やポートフォリオ管理が円滑に行うことが述べられている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

(オ) 誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点について：

☒ 本事業の最終受益者として、広く中南米地域の住民が想定されるが、気候変動は人類共通の課題であるという本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第4条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒ 本案件では、第4条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

② （複数国対象） 金融アクセス向上マイクロファイナンス事業

・本事業は、五常・アンド・カンパニー株式会社（以下、「五常」という。）への出資を通じ、マイクロファイナンス事業等を実施する五常のグループ会社等の事業拡

大を支援することにより、事業地における金融アクセスの改善を図り、もって低所得者層の生活水準の向上に寄与することを目的とする一般型出資である。

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：

インド：SATYA MicroCapital Ltd. (Satya) (ウッタール・プラデシュ)、

Ananya Finance for Inclusive Growth (Ananya) (ムンバイ)

カンボジア：Maxima Microfinance Plc. (MAXIMA) (プノンペン)

スリランカ：Sejaya Micro Credit Ltd (Sejaya) (ヌゲゴダ)

ミャンマー：Microfinance Delta International Co., Ltd (MIFIDA) (ヤンゴン)

タジキスタン：CJSC MDO Humo (HUMO) (ドゥシャンベ)

イ) 実施機関 (出資先)：五常・アンド・カンパニー株式会社 (東京都渋谷区)

ウ) 現地渡航及び安全配慮

- 五常は日本に拠点をおくことから、訪問またはオンライン・インタビューを前提とする。業務従事者がヒアリングを行い情報収集する。
- 業務従事者は現地調査補助員とともに、上の調査対象範囲のうち、インドのウッタール・プラデシュ (ノイダ) に拠点をおく Satya、タジキスタンのドゥシャンベに拠点を置く HUMO を訪問し現地調査 (1 回) を実施することを想定している。その他の調査対象範囲に挙げた企業については、五常を介し質問票を提出し、オンライン・電話等遠隔でヒアリングを行う。
- 上記以外の投資先については、情報収集の可否及びその方法を五常と協議する。¹⁵
- 五常もしくは Satya、HUMO と調整を行い、Satya、HUMO が金融サービスを提供した顧客に対する対面もしくは質問票を通したオンライン・電話等遠隔でヒアリング (各国 10 件で、合計 20 件程度) を行う¹⁶。なお対面によるヒアリングは現地調査補助員の実施を可とする。
- Satya が融資した顧客に対する対面ヒアリングにあたっては、ウッタール・プラデシュ州に加えハリヤーナ州の踏査を想定する。
- HUMO が融資した顧客に対する対面ヒアリングにあたっては、ハトロン州、もしくはソグド州¹⁷の踏査を想定する。

¹⁵ 契約後に協議のうえ確定するが、少なくとも上に明記した投資先以外に対する業務従事者および現地補助員による現地訪問は想定しない。

¹⁶ 具体的な調査対象者は、契約後に五常または Satya、HUMO と調整の上、選定を進める。ヒアリング対象者の選定方法について、その選定基準を技術提案書で提案すること。

¹⁷ 冬季期間 10 月～3 月は、ソグド州は道路が規制されるため、またフライトも欠航が相次ぐことから業務従事者の踏査を不可とする。

(イ) 評価 6 項目の評価に関する留意点

☒ 本条（２）の記載以外の特段の指定はしない。

本条（２）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

☒ 事前評価表には、計画時の連携の記載はないが、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを調査する。

イ) 有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標：①貸付人数（万人）、②①のうち女性の比率（％）、③貸付金総額（百万ドル）の変化
- 事前評価表に記載された定性的効果指標：金融サービスへのアクセス改善による生活水準の向上

ウ) 持続性

- 持続性については、五常の経営方針、組織・体制、財務状況等、既定の確認事項について調査し、五常の金融包摂に資する事業の継続可能性を確認する。

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査

する。

- 過去の類似案件の教訓から、出資案件では担保や保証といった保全策がないため、出資先企業の事業計画を慎重に精査する必要があること、また資金需要のタイミング次第では、事業計画の進捗に応じて段階的に出資を検討する必要について明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

(オ) 誰一人取り残さない (Leave No One Behind : LNOB) の視点について :

- ☒ 本事業の最終受益者として、広く対象地域の低所得者層の住民が想定されるが、広域における低所得者層の金融アクセス改善を目指した出資案件であり、受益者特定が困難であるという本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第4条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

- ☒ 本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

③ メキシコ 女性事業者等向けマイクロファイナンス事業

本事業は、Banco Compartamos S.A., Institucion de Banca Multiple (以下、Compartamos 社) が展開するマイクロファイナンス事業に対する融資により女性事業者を中心に中小零細事業者の金融アクセス改善を図り、以って同国の低所得者に対する経済的自立支援に寄与することを目指す一般型バンクローンである。

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲 :

メキシコ全土

イ) 実施機関 (融資先) : Compartamos 社 (本社メキシコシティ市)

- ウ) 現地渡航及び安全配慮業務従事者は現地調査補助員とともに、オアハカ州、プエブラ州、チアパス州¹⁸ (各州2支店程度) について、踏査して情報収集をする。ゲレーロ州については、2支店程度に対し質問票もしくはオンライン・電話等遠隔で情報収集をする。残りのサイトについては、実施機関からの情報収集を行う。

¹⁸ チアパス州については、南部国境付近のクアウテモック市、イダルゴ市、タリスマン町以外の地域とすること。

- Compartamos 社の本店・支店から顧客リストを入手し、一部の女性事業者（10事業者程度）へ対面でインタビューする。インタビュー先は、踏査先の3州（オアハカ州、プエブラ州、チアパス州）から選定¹⁹する。

（イ）評価6項目の評価に関する留意点

- ☒ 本条（2）の記載以外の特段の指定はしない。

本条（2）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア）整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力量針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

- ☒ 事前評価表には、計画時の連携の記載はないが、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを調査する。

イ）有効性・インパクト

- 事前評価表に記載された運用効果指標：①メキシコにおけるマイクロファイナンスの増加額及び顧客増加数（女性事業者向けの同増加額、同増加数を含む）、②最貧困州でのマイクロファイナンスの増加額及び顧客増加数（女性事業者向けの同増加額、同増加数を含む）の変化
事前評価表に記載された定性的効果指標：中小零細事業者（特に女性事業者）の所得向上

ウ）持続性

持続性については、Compartamos 社の経営方針、組織・体制面、技術面、財政面、運営・維持管理の状況等、既定の確認事項について調査し、女性事業者向けのマイクロファイナンスの継続可能性について確認する。

（ウ）環境社会配慮

- ☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ Cに分類され、自然環境へ

¹⁹ インタビュー先の女性事業者の選定方法について、その選定基準を技術提案書にて提案すること。

の望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のタイ王国（有償）「農業・農業協同組合を通じたツーステップローン」では、事業の継続的な実施のためには、仲介金融機関の審査・リスク管理能力向上への支援が重要であるとの教訓を得ている。本事業では、融資先の審査・リスク管理能力について確認する。

(オ) 誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点について：

☒ 本事業は公平な社会参加から取り残されている人々のエンパワーメントを目指した案件であり、最終受益者として中小零細事業者が想定される。その中でも特に女性事業者については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、外部事後評価レファレンスの別添 7「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および実施機関へのヒアリング、統計データ、受益者等への定性調査から確認できる範囲で検討すること。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第 4 条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒ 本案件では、第 4 条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

④ ブラジル 北東部クリーン電化事業

本事業は、政府から事業権を得て配電事業を展開する Companhia de Eletricidade do Estado da Bahia (Coelba) に対して、2021－2022 年の電力整備計画を支援する 事業型コーポレートファイナンスである。

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：

バイーア州 (Coelba のコミッションエリア) ²⁰

イ) 実施機関 (融資先) : Companhia de Eletricidade do Estado da Bahia (Coelba)

ウ) 現地渡航及び安全配慮

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、借入人である Coelba 本社 (バイーア州サルバドール) および管理部門 (サンパウロ州カンピーナス)、本支援対象となった 2~3 サイト²¹を踏査して情報収集をする。残りのサイトについては、融資先へのヒアリング等を通して情報収集と分析を行う。

☒ 調査開始後、現地調査対象地における治安が悪化した場合は、受注者の承認を得て、現地調査補助員のみによる踏査や遠隔調査にすることも可能である²²

(イ) 評価 6 項目の評価に関する留意点

☒ 本条 (2) の記載以外の特段の指定はしない。

本条 (2) 調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携 (相乗効果・シナジー等)、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

☒ 事前評価表に記載の想定されていた連携について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを調査する。

- 事前評価表での記載：②電力セクターの監督機関である国家電力庁 (ANEEL) の配電部門の職員複数名に対して課題別研修。

イ) 有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標：①新規接続戸数 (戸)、②CO2 排

²⁰ 計画時においては、2021-2022 の電力整備計画として、バイーア 19 の新規変電所の建設、60 の変電所の改修・更新、配電網 1,155km の整備が計画されていた。

²¹ 実際の踏査サイトについては、第 1 次現地調査前に融資先と相談の上、最終的に決定する。技術提案書においては借入人へ提案する選定基準や優先順位を提案すること。

²² 個別案件に係る現地での情報収集調査方法 (踏査先を含む) については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

出削減量（t）、③電力ロス率（%）、④利用者当たりの年間停電時間（時間）、⑤利用者当たりの年間停電回数（回）

- 事前評価表に記載された定性的効果：電力系統未接続人口が多いバイーア州を対象として他州間との「地域間格差是正」および「気候変動緩和」について、借入人・関係省庁等の関係者へのインタビューから情報収集し分析する。

ウ）持続性

- ☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。

- 対象施設は、本事業で支援した設備。

（ウ）環境社会配慮

- ☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、JICAの融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、カテゴリFIに分類されていた。融資先が自社の環境社会配慮制度やブラジル国内法制度及び上述のガイドラインに基づき、各サブプロジェクトについてのカテゴリ分類を行い、必要な対応策をとるとされていたため、左記のガイドラインに則り適切な対応策がとられていたか、正負のインパクトに留意して分析する。

（エ）過去の類似案件からの教訓

- ☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 事前評価表においては、「大量の資機材調達や遠隔地を含む複数地点の建設工事が含まれるなど、実施監理の難易度が高いと考えられる事業で適切な契約形態を検討するためには、類似する事業との経験、実施機関の経験・能力を具体的に把握して検討する必要がある」との教訓を得ている。

（オ）誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点について：

- ☒ 本事業の最終受益者として、広くバイーア州地域の住民が想定されるが、当該地域の電化および電力ロスの抑制による省エネルギー化を目指す本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第4条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

- ☒ 本案件では、第4条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

⑤ ブラジル 保健医療セクター支援事業

・本事業は、Itaú Unibanco S.A.（以下、「イタウ銀行」という。）に対する長期融資により民間医療機関の体制整備や医療資機材・製薬企業の国内供給力強化を図り、以て同国の医療体制の強化及び新型コロナウイルス感染拡大への対応に寄与することを目指す一般型バンクローンである。

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：

サンパウロ州

イ) 実施機関（融資先）：イタウ銀行（サンパウロ市内）

- ウ) 現地渡航及び安全配慮業務従事者は現地調査補助員とともに イタウ銀行（サンパウロ市）を訪問し、ヒアリングを行い情報収集する。
- イタウ銀行社から融資先企業リスト²³を入手し、資金の供与を受けた一部の企業（10社程度）²⁴へ、対面もしくはオンライン・電話等遠隔でヒアリングを行う。対面による現地踏査先は、サンパウロ市近郊、リベイラン・プレト、プレジデンテ・プルデンテを想定する。なお対面によるヒアリングは現地調査補助員のみの実施を可とする。
- イタウ銀行の融資先は大きく次の3つ①民間医療機関、②医療資機材の製造に関連する企業、③製薬関連企業に分類される。ヒアリング対象先は分野のバランスを加味して選定する。

(イ) 評価6項目の評価に関する留意点

- ☒ 本条（2）の記載以外の特段の指定はしない。

²³ リストについては調査開始後に借入人から入手することを想定している。

²⁴ ヒアリング対象企業の選定方法について、その選定基準をプロポーザルにて提案すること。

本条（２）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア）整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

☒ 事前評価表に記載の想定されていた連携について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを調査する。

- 事前評価表での記載：SATREPS「ブラジルと日本の薬剤耐性を含む真菌感染症診断に関する研究とリファレンス協力体制強化プロジェクト」を通じ新型コロナウイルス検査能力拡大も支援。

イ）有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標：①保健医療セクター²⁵向け融資総残高（百万ドル）、②JICA 融資分における民間医療機関向け融資割合（％）の変化
- 事前評価表に記載された定性的効果：①医療体制の維持・強化、②医療資機材・製薬分野の国内供給体制強化、③新型コロナウイルス感染拡大対応等

ウ）持続性

- 持続性については、イタウ銀行の経営方針、組織・体制、財務状況等、既定の確認事項について調査し、民間医療機関および医療資機材企業・製薬企業向けの融資の継続可能性を確認する。

（ウ）環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ Cに分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

（エ）過去の類似案件からの教訓

²⁵ イタウ銀行統計値における Healthcare（民間医療機関、医療資機材等）と Pharmaceuticals（製薬）の合算値。

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、実施機関及び仲介融資機関の融資実施体制を把握することが重要であると明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。

(オ) 誰一人取り残さない (Leave No One Behind : LNOB) の視点について :

☒ 本事業の最終受益者として、広くブラジル国民が想定されるが、民間医療機関や保健医療セクター分野の医療資機材企業・製薬企業への融資という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第4条(5)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

(キ) 詳細分析

☒ 本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

⑥ ベトナム 中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業

- 本事業は、ベトナム投資開発銀行 (Bank for Investment and Development of Vietnam JSC、以下「BIDV」) による転貸を通じて、本事業を実施するために設立された特別目的会社である Japanese SMEs Development JS Company」(以下「JSC 社」) が行う中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地のための用地取得や建設、運営・維持管理等に対する事業型バンクローン案件である。

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲 : ドンナイ省ニョンチャック県

イ) 実施機関 (融資先/転貸先) : BIDV (ハノイ市) / JSC 社 (ドンナイ省ニョンチャック県)

ウ) 現地渡航及び安全配慮

- 業務従事者は現地調査補助員とともに、事業実施主体である JSC が運営する事業サイト (ドンナイ省ニョンチャック県) について、踏査して情報収集をする。
- JSC からレンタル工業団地に入居する企業リストを入手し、一部の入居企業 (10 社程度) に対して対面インタビューを行なう²⁶。

²⁶ インタビュー先の企業の選定方法について、その選定基準を技術提案書にて提案すること。

(イ) 評価 6 項目の評価に関する留意点

☒ 本条（２）の記載以外の特段の指定はしない。

本条（２）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

☒ 事前評価表には、計画時の連携の記載はないが、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを調査する。

イ) 有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、それが周辺的安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを調査する。

事前評価表に記載された運用効果指標：①開発面積（ha）、②レンタル面積（ha）、③入居率（％）の変化

ウ) 持続性

☐ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。

➤ 対象施設は、レンタル工業団地。

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）」適用

➤ 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ Bに分類され、自然環境への望ましくない影響は重大ではないとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記され

ている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のバンク・ローン形式の海外投融資案件（例：中国長春工業用水事業（1995））では、モニタリング体制確立の重要性が指摘されていた。本事業では、融資先を通じた事業進捗報告の他に、事業会社から直接報告を受けける体制を構築できているか、その実施状況や効果について確認する。

（オ）誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点について：

- ☒ 本事業の最終受益者として、広くドンナイ省地域の住民や中小企業・小規模事業者が想定されるが、広範囲にわたるレンタルスペースの提供を行い、受益者特定が困難という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

（カ）定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第4条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

（キ）詳細分析

- ☒ 本案件では、第4条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

第4条 業務の内容

（1）実施機関に対する現地説明用資料の作成

実施機関（融資先・出資先）向け資料として、対象案件ごとに事後評価調査の概要等を記載した（現地説明用資料（英語、葡語））を作成する。以下①～③に加え、発注者の事後評価制度の概要を含むものとする。

- ① 現地調査計画を含む全体スケジュール
- ② 調査団の構成
- ③ 案件概要

（2）評価方針（案）の作成

- ① 対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。詳細分析を行う案件については、指示する詳細分析手法を踏まえて情報収集・分析する。
- ② 外部事後評価レファレンスに基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を

検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理する。

③ 評価方針（案）を作成し、発注者の承諾を得る²⁷。

（３） 質問票の作成

- 評価方針に基づき、対象案件ごとに実施機関（融資先・出資先）及び関係者に対する質問票（英語、葡語、西語²⁸、日本語²⁹）を作成する。
- 質問票については、発注者から対象国調査対象実施機関へ送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに質問票案を提出する。
- 質問票は回答しやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

（４） 評価に必要な情報の収集・整理（第１次現地調査）

- ① 上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関（融資先・出資先）（必要に応じて対象国関係機関）および JICA 民関連携事業部・JICA 事務所に説明する。実施機関等への説明に際しては、発注者が提供する既存資料を用いて発注者の事後評価制度の概要を説明する。
- ② 評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。
- ③ 発注者が事前に送付した質問票の回答を実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。
- ④ 第１次現地調査の最後に発注者の JICA 事務所への報告を行う。

（５） 定性調査／定量調査

☒ 本業務では、実施する案件はない。

（６） 詳細分析

☒ 本業務では、実施する案件はない。

²⁷ 評価部の確認に 15 営業日（通常 3 回往復のやり取り）、その後関係部署からのコメント取り付けに 10 営業日が必要です。

²⁸ 中南米省エネ・再生可能エネルギー事業については、質問票のみ西語を作成すること。

²⁹ 金融アクセス向上マイクロファイナンス事業については、質問票を日本語と英語を作成する。

(7) IRR 再計算³⁰

☒ 対象案件のうち、以下の案件に関する IRR の再計算 (FIRR/EIRR) を行う。

	国名	案件名	FIRR/EIRR
1	その他	中南米省エネ・再生可能エネルギー事業	Equity IRR
2	ベトナム	中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業	FIRR/EIRR

- ① 事前事後を比較の上、差異の要因を分析し報告書に明記する。
- ② 別途提示する IRR 再計算シート及び計算確認シートについては、事前事後比較表の提出と同時に発注者に提示し、確認を得る。
- ③ 算出根拠資料は収集資料の一部として提出する。

(8) 事前事後比較表(案)の作成及び暫定評価

- ① 収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定(事前)と事業実施後の現時点での実態(事後)を評価項目ごとに比較した事前事後比較表(案)(原則 15 ページ以内)を作成する。その際暫定的にレーティングを付与すると共に、提言・教訓の方向性を検討する。
- ② 事前事後比較表(案)について、(発注者が開催する検討会において)発注者に説明し、承諾を得る。

(9) 暫定評価についての実施機関(融資先・出資先)への説明(第2次現地調査)³¹

- ① (8)の暫定的な評価について、簡易型以外の案件については、調査対象実施機関へ説明を行う。³²
- ② 実現性の高い提言となることを目的として、実施機関(融資先・出資先)のみならず、提言内容の実施者として想定される対象国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき検討を行う。

(10) 提言・教訓の検討

- 収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

³⁰ 外部事後評価レファレンス 別添5を参照。

³¹ 簡易型評価の場合には、第2次現地調査は実施しないため、本項については、必要に応じて遠隔にて実施する。

³² 暫定的な結果については、確定前の評価のため、情報の扱い方には十分に留意すること。

（１１）実施機関（融資先・出資先）への評価結果概要のフィードバック

- 上記（９）及び（１０）を踏まえた評価結果概要について、実施機関（融資先・出資先）を含めた対象国関係機関、JICA 民間例事業部等へ報告し、コメントを聴取する。

（１２）追加情報の収集

- 上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、（１１）及び（１２）の業務については、対象国へ渡航して実施することを想定する。

（１３）評価報告書（案）の作成

- ① 上記（１２）までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則 20 ページ以内の評価報告書（案）（日本語）を取りまとめ、発注者の承諾を得る³³。
- ② 日本語版の承諾後、評価報告書案（英語、葡語）を作成し、発注者の承諾を得る。
- ③ 海外投融資の事後評価報告書は要旨のみを公開するため、指定のフォーマットに基づき、発注者のホームページ上に公開する「報告書要旨（和文・英文）」も作成し、発注者の承諾を得る。
- ④ その後、全文版（英文）と公開版要旨（英文）について発注者が各案件の実施機関（融資先・出資先）からのコメント及び要旨公開に係る同意書を取り付ける。
- ⑤ ④で受けたコメントも踏まえ、評価報告書（案）（日本語・英語）を最終化し³⁴、発注者の承諾を得る。

（１４）教訓シートの作成

- 評価結果の確定内容を踏まえ、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート（日本語・英語）を作成する。

第5条 成果品及び提出物

業務各段階において作成・提出する報告書等は本項（１）以下に示す。

作成・提出にあたっての留意点は次のとおり。

- 提出は、発注者指定の形式にて提出する。
- 提出時期は、発注者の承諾を得られた版の提出を示している。承諾までに必要な所要期間を踏まえた案の提示を行う。

³³ 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ 15 営業日が必要です。なお、英語版以外の報告書は実施機関への参考資料の位置づけとなります。

³⁴ 評価報告書（案）の最終化は（日本語・英語）のみとする。

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 提出物のうち、写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用する。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照する。当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼する（発注者の原稿謝金基準に従う謝礼支払）。

（１） 最終成果品

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ（CD-R ３部）にて提出する。

成果品名	言語	形式	補足説明
評価報告書 ※簡易型の場合は 評価結果票	日本語 ／英語	電子データ PDF 版・Word 版： CD-R ３部	・ 発注者指定の指定様式に従った内容 ・ 詳細分析を実施した案件は同分析に基づくコラムを含む。 ・ 原則として、各案件 20 頁以内 ・ 要旨（要約版を作成する場合は当該資料）を含む。

（２） 中間成果品

以下を、指定の時期に、電子データ（電子メールでの送付可能）にて提出する。

報告書名	提出時期	言語	形式	補足説明
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
現地説明資料	現地調査の 約 2 か月前	英語、 葡語	電子データ	
評価方針（案）	現地調査の 約 2 か月前	日本語	電子データ	・ 発注者指定の様式に従った内容 ・ 最終化までに、複数の評価部とのやり取りと、発注者の関係部のコメントへの対応あり
質問票	現地調査 15 営業日前	英語、	電子データ	

		葡語、西語、日本語		
事前事後比較表 (案)	第一次現地調査後	日本語	電子データ	・ (案) の提出後、最終化までに、複数回の評価部とのやり取りあり
IRR 再計算シート 及び計算確認シート	第一次現地調査後	日本語	電子データ	
評価報告書 (案) ※簡易型の場合は 評価結果票	第二次現地調査後 (成果品提出の 2.5~ 3 か月前) ※簡易型は検討会后	日本語／ 英語	電子データ	要旨 (要約版を作成する場合は当該資料) を含む
教訓シート (案)	評価報告書提出の 1 カ月前	日本語	電子データ	
詳細分析ペーパー (案)	評価報告書 (案) と同時期	日本語	電子データ	

(3) 提出物

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ (CD-R 1 部) にて提出する。

資料名		概要
収集資料	一次データ	➤ 定量調査で用いたデータ収集用の質問票・分析に用いたデータセット ➤ 定性調査で用いたインタビューの記録資料 ➤ 一次データの処理・分析用ファイル (STATA や R などのスクリプトファイル) 他
	IRR 再計算の 根拠資料	(該当案件のみ) 発注者指定の様式に従った内容
	写真	現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真 5 枚/案件程度 (解析度 300~350dpi)
教訓シート		第 4 条 (14) 参照
特殊言語版の報告書 (案)		(ブラジル) 「北東部クリーン電化事業」 (葡語)

収集データ・レーティング等のデータセット	エクセルファイルのフォームは契約後に提供
----------------------	----------------------

第6条 現地再委託

- 本業務では、現地再委託を想定していない³⁵。

第7条 「相談窓口」の設置

- 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

³⁵ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託により必要な理由を詳述し、協議する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：事業評価に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（３号）】

- ① 対象国及び類似地域：インド、タジキスタン、中南米、ベトナム国その他の途上国地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2025 年 8 月 ～ 2026 年 12 月

（２）業務量目途

１）業務量の目途

約 13.82 人月

２）渡航回数を目途 延べ 10 回

「金融アクセス向上マイクロファイナンス事業」は、インドおよびタジキスタンへは 1 回ずつの渡航と想定しています。なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。また、「中南米省エネ・再生可能エネルギー事業」は机上調査の想定のため、上記回数に含まれていません。

（３）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（＊語⇔＊語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無

5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（４）安全管理

- １）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インド、タジキスタン、ブラジル、ベトナム、メキシコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

２）各国における安全管理情報

【インド】

１）行動規範

- ・「インドへの渡航の手続きと留意事項について(sharepoint.com)」に記載のある事前準備及び現地渡航時の留意事項を遵守する。
- ・「インド国 JICA 安全対策マニュアル」に記載のある留意事項を遵守する。
- ・最新版の「JICA 海外安全対策ハンドブック」を熟読・遵守する。
- ・インドで使用可能な SIM カードを入手し、事務所関係者に電話番号を伝達し、常時連絡が取れるようにする。
- ・事件・事故・災害等に遭遇した場合は、直ちに安全対策マニュアルに記載の緊急連絡先に連絡する。
- ・宗教記念日・宗教行事開催時期及び各地域で選挙が行われる期間とその前後、その他リスクが高いと考えられる期間は渡航を極力控える。
- ・ゆとりのあるスケジュールを組むこと（特に陸路移動）。
- ・安全管理部長承認地域での活動に際しては、現地事情に精通したカウンターパート等を同行させること。また、都市間及びサイト視察を行う際は日中のみの移動とし、夜間の移動は禁止する。

- ・ 空港においては出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在時間を必要最小限とする。インドでは出発ロビー入場前にもセキュリティチェックがあることから時間に余裕を持って空港に到着する必要があるが、出発ロビー入場後は速やかにチェックイン等諸手続きを済ませて制限区域内に入るよう努める。
- ・ 車両移動を行う際は後部座席であっても必ずシートベルトを着用すること。
- ・ 外国人が多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（空港、公的機関、治安当局施設、鉄道駅、宗教関連施設、欧米イスラエル関連施設、ショッピングセンター、市場など）では、滞在時間を最小限とする。
- ・ デモや政治集会等には近づかない。
- ・ 夜間の外出は最小限に留める（特に女性の夜間の一人歩きは避ける）。
- ・ 旅行行程に変更が生じた場合は、必ず海外渡航管理システム上で渡航情報を変更するとともに、インド事務所安全管理アドレス宛（jicaid-security@jica.go.jp）に変更事項を連絡すること。

【タジキスタン】

1) 事前準備

- ・ 公用旅券・一般旅券とも、30日以内の滞在はビザ不要。30日を超える場合は、渡航前に本邦のタジキスタン大使館で査証を受領すること。詳細は安全対策マニュアルを参照。

2) 行動規範

ドゥシャンベ市、ホジャンド市：

（1）到着時の連絡

- ・ タジキスタン国内に到着時は速やかにタジキスタン事務所担当者に連絡する。

（2）行動規制

- ・ 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、デモ行進や集会、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等）への訪問を最小限とする。
- ・ 日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を固定しない。「安全対策マニュアル」を遵守する。
- ・ 宗教・国家関連の記念日及びその前後、集団礼拝日等、リスクが高いと考えられる期間は外出を控える。
- ・ 肌の露出を控える等、目立たないように心掛ける。

- ・空港においては出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在時間を必要最小限とする。出国にあたってはなるべくチェックイン開始時刻に空港に到着し、速やかに諸手続きを済ませて制限区域内に入る。
- ・ドゥシャンベ市の外れにある公園（戦勝記念公園、アイニー公園等）は泥酔者が屯していることがあるため、日中のみの訪問とし、単独での訪問は避ける。

（３）安全な宿舎の手配

- ・ドゥシャンベ市では、市の中心部から外れた貧しい階層が居住する地区での宿泊を避けること。

（４）通信手段

- ・携帯電話を常に通話可能状態とし、必要な緊急連絡先を登録するとともに、携帯電話を窃取された場合に備え連絡先を携行する。

（５）移動手段

- ・21時から翌朝6時までの間は、可能な限り一人での徒歩移動は避ける。

上記とアフガニスタン国境付近とを除く全域：

（１）到着時の連絡およびブリーフの実施

- ・タジキスタン国内に到着した際は速やかにタジキスタン事務所担当者に連絡する。
- ・必ず到着時または渡航前のブリーフィングを受ける。

（２）行動規制

- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、デモ行進や集会、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等）への訪問を最小限とする。
- ・日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を固定しない。「安全対策マニュアル」を遵守する。
- ・宗教・国家関連の記念日及びその前後、集団礼拝日等、リスクが高いと考えられる期間は外出を控える。
- ・肌の露出を控える等、目立たないように心掛ける。
- ・空港においては出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在時間を必要最小限とする。出国にあたってはなるべくチェックイン開始時刻に空港に到着し、速やかに諸手続きを済ませて制限区域内に入る。

（３）通信手段

- ・携帯電話を常に通話可能状態とし、必要な緊急連絡先を登録するとともに、携帯電話を窃取された場合に備え連絡先を携帯する。

(4) 移動手段

- ・山岳地域や降雪リスクのある地域の移動は、信頼できる旅行代理店等を通じて手配した4WD車両による移動を基本とする。

(5) 陸路での国境移動

- ・キルギス、中国への陸路での国境移動は禁止。
- ・ウズベキスタン国境を陸路で越える際は上述の行動規制に加え、以下を順守する。
 - 入管職員は英語対応困難のため、現地語が可能な人間を同行させる等、入管職員とのコミュニケーションが可能な状態を渡航者自身で担保してトラブルを避けるようにする。
 - 麻薬関連トラブルの回避のため、他人からの荷物を預からない。

【メキシコ】

1) 行動規範

1. 全般

- ・安全対策の3原則「目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない。」の徹底。
- ・事務所等の緊急連絡先を携帯する（事務所代表：+52-55-5557-9995）。
- ・外務省、在メキシコ日本大使館が発信する海外安全情報を踏まえた行動を取る。また大使館の安全情報ページから、最新の邦人被害状況と安全の手引きを確認すること。

https://www.mx.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/seguridad_anzen.html

- ・銃犯罪に遭遇した場合には、身の安全を第一と考えて、決して抵抗せず対応する。

2. 宿泊

- ・3つ星以上のホテルに宿泊すること。
- ・民泊物件（Airbnb等）は不可。
- ・メキシコシティにおいては、事務所が定めた宿泊可能エリアの中でホテルを選択する。隊員や単独の出張者は、病気・事故対応が事務所から円滑に対応できるようにJICAメキシコ事務所あるいは日本大使館から徒歩圏内のホテル（ポランコ地区及びレフォルマ地区及びソナ・ロサ地区）を選択すること。
- ・ケレタロシティにおいては、セントロ・ヒストリコ地区のホテルもしくはフジタヤ（フリキーヤ地区）とする。

3. 外出可能時間

- ・日没後（18 時頃）～21 時の間の外出は極力控え（徒歩移動は原則禁止）、夜間から日の出前（21 時～7 時頃）の外出は行わないこと。

4. 移動

【備上車両】

- ・車両を備上する場合は、事務所が契約、又は利用実績があり信頼性の高い会社から現地事情に精通したドライバーと防犯性を考慮した車両（SUV 車・高級車・黒色車両は禁止）を備上すること。

【州間移動】

- ・州をまたぐ都市間移動は以下①～③の例外を除き、原則、航空機を利用する。なお、やむを得ない場合は LCC の利用は可能だが、空港との往復の移動は日中に行うこと（目安：8 時半以降出発、17 時までに到着の便）。

①長距離バスの使用は 8～17 時の間の昼行便で移動可能な範囲において認める。ただし、1 等クラスのノンストップ便に限る。また交通事故発生時等に備え、メキシコに精通していない関係者また新規着任者の初回渡航時は C/P 等現地事情と言語に精通した同行者がいるときのみ許可する。

②以下の地域については、備上車両による州をまたぐ移動を認める。ただし、有料道路を使用し、日没後～日の出前（18 時～7 時頃）の移動は行わないこと。

- ・メキシコシティ・メキシコ州・プエブラ州・モレロス州・イダルゴ州・ケレタロ州・トラスカラ州のうち、メキシコシティから 200km（片道 3 時間程度、イダルゴ州内の 132D 除く）の範囲（派遣中関係者に限り、自家用車の利用も可能とする）

- ・ベラクルス州のハラパ市・コアテペック市（業務渡航に限る）

③テオティワカン遺跡への一般渡航は、メキシコシティ発着（7 時～18 時）の日帰りバスツアーあるいは「4. 移動【備上車両】」に記載の条件を満たす備上車両での移動に限る。

【州内移動】

- ・各州内を車両で移動する場合は、日没後～日の出前（18 時～7 時頃）の移動は行わない。

【交通手段】

- ・流しのタクシー利用は厳禁。タクシー配車アプリ（UBER あるいは DIDI）や空港、待合、ラジオタクシーを利用する場合は第三者を経由せず、必ず利用者本人又は所属先が手配する。

- ・メキシコシティの地下鉄、市営バスの利用は原則禁止。ただし、派遣中関係者については、配属先あるいはそれに準じる関係組織の現地職員等が同行することを条件に、事務所の承認を得た場合、業務でのみ利用できる。

【徒歩移動】

- ・日没後から早朝（18時～7時）の徒歩移動は行わない。
- ・ケレタロシティにおいては、日中の徒歩移動可能範囲をセントロ・ヒストリコ並びに事務所安全確認済の住居及び配属先周辺に限る。

5. 通信手段

- ・Wi-Fi環境になくても常時連絡が取れる携帯電話を携帯すること。メキシコ国内での通信環境（ローミングなど）が確保できない場合、メキシコ入国後、速やかにSIMカードを入手し、該当電話番号をJICAメキシコ安否確認携帯電話に連絡すること。

【ブラジル】

- ・渡航予定地域の治安状況が悪化し、JICA関係者にリスクが及ぶと判断される場合、JICA事務所が渡航の取り止めや旅程の変更を求める場合がある。
- ・外務省、在外公館（在サンパウロ日本国総領事館、在リオデジャネイロ日本国総領事館等、訪問地を管轄する在外公館）が発信する海外安全情報を確認するとともに渡航先を管轄する在外公館が作成した「安全対策の手引き」を熟読する。
- ・「行動規範」及び「ブラジル連邦共和国安全対策マニュアル」、「海外安全対策ハンドブック」を熟読し、安全対策を徹底する
- ・JICA事務所の緊急連絡先を携帯する。

1) 行動規範（基本事項）

- ・JICA事務所が判断する止むを得ない場合を除き、三ツ星クラス以上のホテルに滞在する。（Hostel（ホステル）、Pensão（ペンソン）等の安価な宿泊施設及び知人宅等ではない民泊（料金徴収型の個人のアパート、民家等）は不可）
- ・日の出前・日没後の徒歩での外出は控える。
- ・携帯電話は、必ず屋内で使用する。
- ・ファベラ（スラム街）への立ち入り禁止（ツアーを含む）。

2) 通信手段

- ・ブラジル国内で利用可能なスマートフォンを必ず持参し、通話アプリ WhatsApp をインストールしておく。

- ・ ブラジル到着前にブラジル国内で対応可能なローミングサービスまたは eSIM を購入・設定しておき、ブラジル到着直後から携帯電話を常に通話・着信できる状態にする。

※ブラジル入国後の SIM カード購入は、納税者番号（CPF）が求められるため短期旅行者の場合は困難。またブラジルでは携帯電話のレンタルサービスはありません。

- ・ ブラジル国内で使用可能な携帯電話でブラジル事務所の短期滞在者グループに加入し、ブラジル事務所からの緊急連絡および安否確認に対応できるようにする。
- ・ 短期滞在者用 WhatsApp : QR コード
<https://chat.whatsapp.com/E7qUBXtmPkhKMd7VJ0e8wg>
- ・ ブラジル入出国時の連絡は不要とするが、フライトの遅延やキャンセルなどで当初スケジュールに大きく変更があった場合は安全担当（+55-11-99612-1126、または+55 - 61-99982-1610）に WhatsApp で連絡すること。
- ・ 帰国後速やかにグループから退出すること

3) 移動手段

- ・ 移動は、タクシー現地事情に精通した信頼のおける人物が運転する車両、または宿泊先が提供する車両を利用して移動する。UBER はリオデジャネイロ州の一部地域を除き（詳細はリオデジャネイロ州の欄を参照）使用可とするが、地域の事情によっては使用を制限することもあり得る。
- ・ ローカルバスの利用は、長期滞在者のみ、かつ任地において生活・業務上必須であり、安全に利用できる場合に限定して認める。（マナウス、レシフェについては、長期滞在者を含めバスの利用は禁止。）
- ・ 都市間移動の場合、深夜早朝（21:00-7:00）発着は避ける。止むを得ず発着が深夜早朝（21:00-7:00）になる場合、空港、駅、バスターミナルと市内間の移動は、現地事情に精通したドライバーが運転する借上車両、又は宿泊先が提供する送迎サービスを事前に手配することを原則とする。
- ・ 車両移動中は窓と鍵を閉め（タクシー等乗車中に窓が開いている場合は運転手に依頼し閉めてもらう）、交差点での信号待ちの間は周囲への注意を怠らない。
- ・ 夜間のバス（市内、中長距離）利用は禁止。
- ・ バイクタクシーは利用禁止。
- ・ 船舶の利用を希望する場合は、JICA 事務所安全管理担当者に前広に相談する。

【サンパウロ市滞在に際しての留意点】

- ・ JICA 事務所が定めるサンパウロ市内リスクマップに示す立入禁止地区には立ち入らない。
- ・ サンパウロ市居住者以外の者がサンパウロに宿泊する場合は、JICA 事務所が認める区域内とする。（サンパウロ市リスクマップを参照）
- ・ ルス駅、セ広場、レプブリカ広場周辺は訪問禁止。サンパウロ市営市場（MercadoMunicipal）を訪問する場合は、往復ともタクシー等の車両を利用し、周辺地域を絶対に歩かない。
- ・ 近郊鉄道（CPTM、CompanhiaPaulistadeTrensMetropolitanos）は、犯罪被害が多いため利用禁止。

【ベトナム】

1) 行動規制

- ・ 別添資料「【短期渡航者用】短期でベトナムへいらっしゃる方へ（携帯用）」に記載される内容を順守する。
- ・ 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所への訪問を最小限とする。

2) 不測の事態

- ・ 当地で大規模災害やテロが起こった場合には、当事務所からの連絡を待たずに、別添資料「【短期渡航者用】短期でベトナムへいらっしゃる方へ（携帯用）」に記載される当事務所の緊急連絡先まで安否と所在について自主的に報告する。

3) 通信手段

- ・ 現地で携帯電話を常に通話可能な状態とする。

4) 移動手段

- ・ 車両（公共交通機関ではなく、できる限り一般的に推奨されるタクシー会社（MAILINH、TAXIGROUP、VINASUN、G7Taxi、TAXIXANHSM）による移動を基本とする。やむを得ず公共交通機関を利用する場合は、スリやひったくりに十分留意する。
- ・ 後部座席であっても、シートベルトを必ず着用する。
- ・ 地方での車両移動の際には、スピードを抑えるよう交渉する。
- ・ 地方・都市間移動の際には、夜行バスを利用しない。
- ・ 列車の利用の際には、昼夜問わず荷物の管理を徹底する。
- ・ 船、フェリーの利用の際には、救命胴衣が装備されたものを選定する。

5) 空港利用

- ・ 出発／到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最短とする。

6) 盗難、スリ対策

- ・ 市場、商業施設など人ごみでのスリ、ひったくりに十分注意する。
- ・ 多額の現金は持ち歩かない。
- ・ 外出の際、所持する現金を容易に見せないよう小額紙幣を入れた財布を別に持つなどの工夫をし、財布の出し入れは最小限にする。
- ・ お金の両替や引き出しが容易に想像できる場所（両替所、銀行、ATM 等）に立ち寄った後には、周囲を警戒し、帰路においても必要のない場所への立ち寄りや急ぎでない買い物は避け、自宅等の目的地に速やかに到着するなどの配慮を行う。
- ・ 歩道を歩く際には、荷物は車道とは反対側に持ち、出来るだけ建物側を歩く。
- ・ 歩行時には、周りのバイクの動きによく注意をすると同時に、荷物を手で押さえる等、隙のない荷物管理を心掛ける。

7) 交通事故対策

- ・ 無灯火の車両や飲酒運転が多いことから、空が暗くなる夕方以降は出歩かない。
- ・ 路上を歩行する際、道路を横断する際は、現地の慣習として車及びバイク優先であることを念頭に入れて行動する。車両は自身側の信号が赤であっても、停車しない場合があることを考慮する。
- ・ 目立つ色の服を着用する。

8) その他

- ・ 肌の露出の多い服装を控え目立たないようにする。

3. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

81,347,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(2) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(3) 定額計上について(該当する口にチェック)

■ **本案件は定額計上はありません。**

(4) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(5) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(6) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(8) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(9) その他留意事項

- 1) ブラジルのサンパウロ市内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律21,900円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逓減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(一)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)